

学校災害マニュアルの見直しにあたってのポイント

学校災害マニュアルの見直しにあたってのポイントは、この度の東日本大震災の教訓を生かし、児童生徒の安全確保を図るため、全ての学校における共通する留意事項をまとめたものである。

よって、当該ポイントに係る具体的な取組みについては、全ての学校の学校災害マニュアルに盛り込む。

(留意)

- ・津波対策については総務部危機管理課の被害想定等も踏まえ、マニュアルに盛り込む必要があるため、津波対策を想定したものまでは踏み込んでいない。

■今後の市全体のマニュアルの改訂等を踏まえ、津波対策への対応を検討（総務部主管）

1 災害時等の初動体制について

《連絡体制の確認》

ア 教育委員会との連絡体制の確認

- ・連絡網を確認し、学校の職員に配布するとともに、学校に掲示しておくこと。
- ・固定電話⇒携帯電話⇒公衆電話⇒防災無線（市で配布した場合）の優先順位で、連絡手段を確保しておくこと。（ただし、携帯電話は、現時点で個人所有のため、持っている人に限る。）

(解説)

- ・災害時における通信手段の規制等による影響を考慮した通信手段順位を明記。

※3.11 災害時において、公衆電話が繋がりやすかったという経験を踏まえる。

参考①：公衆電話（ピンク電話及び公衆電話）設置状況－小学校 33 校、中学校 18 校

参考②：防災無線－小学校 42 校、中学校 19 校、金浜分教室 1 室に配備済

イ 職員の連絡先の確認

- ・職員の連絡先（自宅電話番号、携帯電話番号、携帯メールアドレス）について共有しておくこと。

ウ 連絡網不通時の対応

- ・震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、全職員が出勤すること。また、その他大規模な災害時（大規模停電含む。）において、職員に連絡できない場合を想定し、集合ルールを定めること。

(解説)

- ・マニュアルにも盛り込んでいるが、勤務時間外において震度 5 弱以上の地震を覚知した場合、施設及びライフラインなどに甚大な被害を及ぼす可能性があるとともに、保護者等への連絡、避難した者の受け入れ等も予想されることから、全職員体制で対応することを意図。

・3.11 の地震における大規模停電を教訓に、学校周辺を含む広域的な停電等の大規模災害時ににおいて、職員に連絡できない場合を想定し、学校における集合ルールを定めることにより、組織における主体的行動を促すことを意図。

《子どもの安全確保》

ア 学校（学校に設置している放課後児童会・放課後子ども教室を含む）における災害時の対応

- ・青森市教育委員会災害対応マニュアルにおいて指定する災害時においては、スクールバスを利用している児童も含め、保護者引渡しを原則とする。

（解説）

- ・震度5弱以上の地震等の際、自宅においても子どもを1人にしないということを意図。
- ・スクールバス利用児童も対象にしたのは、上記目的を達成するため。

- ・また、児童の居住地区の家屋等において甚大な被害が予想される場合も同様とする。

- ・学校に設置している放課後児童会及び放課後子ども教室の児童においては、学校において保護者引渡しを実施する。

（この場合、放課後児童会等の職員は、校長の指揮命令に従う。）

（解説）

- ・学校開設時において、学校に設置している放課後児童会における指揮命令系統の混乱（放課後児童会は福祉部所管）を避けるため、校長の指揮命令に従うことでの、学校の児童と同様の対応を図ることを意図。

（地震災害時には、安全を確認できるまで、原則、児童を学校の外に出さない）

- ・また、学校以外に開設している放課後児童会が学校に避難してきた場合においても、学校で保護することとし、校長の指揮命令に従うことを意図。

- ・なお、土曜日などの閉校日において、学校に放課後児童会を開設している場合は、この限りでない。

（参考）

- ・放課後児童会は保護者が必ず引き取りにくる制度であるため、引渡しに当たっては、放課後児童会の職員は、校長の指示のもと、学校と協力し、円滑な引渡しに努める。

《その他》

ア 避難者の受入

- ・青森市教育委員会災害対応マニュアルにおいて指定する災害時は、避難所開設の指示の有無に関わらず、現場に出勤する。ただし、台風・津波などのため、出勤時の安全が確保できない場合は、安全が確認できるまで自宅で待機し、その旨を教育委員会に報告する。

- ・また、避難所開設の指示がなくとも、学校に避難してきた者がある場合は、受入し、教育委員会へ報告する。

（解説）

- ・震度4以上の地震等の場合で、勤務時間及び勤務時間外において学校に職員がいる場合は、市から避難所開設の指示がない場合であっても、学校に避難してきた者があった際は、まず、受け入れることを意図。

- ・共働き世帯で、やむを得ない理由により両親が出勤しなければならない場合で、学校に避難してきた児童は、主体的に受け入れることを意図。

- ・学校の職員は、市派遣職員が現場に到着するまでの間、各学校で対応してもらうことを意図。

- ・「ただし書」は、学校職員の安全を第一としたものであり、その場合は、市が対応することを意図。

2 災害の備えに向けた対応について

ア 登下校時の安全確保

地震、台風、停電など、登下校時に危険性がある場合は、学校・保護者・地域が連携し、登下校指導ができるよう事前に協議を行う。

イ 物資の保管

冬期の災害に備え、備蓄倉庫までの経路の除雪を行うこと。また、設置者（市災害担当部局：総務部）が行う点検等に立ち会う等して、収納品等について十分に理解しておく。

ただし、倉庫に収納してある物品の管理・使用等については、設置者（市総務部）の指示に従う。

(解説)

- ・3.11震災において、備蓄倉庫までの除雪がされていないケースがあつたことの反省点に立ち、冬期における備蓄倉庫までの除雪を行ってもらうことを意図。
- ・年1回、市総務部危機管理課が実施している点検等に立会い、何が入っているのか、どのように使用するのかをあらかじめ理解しておくことにより、災害時の初期対応に適応できることを意図。
- ・「ただし書」については、使用にあたって校長の責任問題が発生する可能性もあるため、設置者の指示に従うことを意図。

注：今後、どこまで、校長が臨機に処置できるかについては、あらかじめ危機管理課で定める。

ウ 油脂類の確保

重油、灯油、ガソリンなど、学校の運用上必要な物資は、1週間程度の余裕をもって補充できるような運用を図ること。

(解説)

- ・備蓄を意図したものではなく、定期的に補充しておくことを意図。

エ 非常持出用物品の把握

非常時に持ち出しすべき書類、物品等を把握するとともに、災害時には、誰が、どのように持ち出すかを決めておくこと。

3 避難訓練等の実施

《学校における避難訓練》

ア 学校敷地内の避難経路において障害物がないか確認し、ある場合は、撤去すること。

イ 降雪時も考慮した避難訓練を実施すること。

(解説)

- ・3.11を踏まえ、降雪時も想定した避難訓練を意図（ストーブの対応、防寒着の着用など）。

《保護者引渡し訓練》

ア 避難訓練の際、できれば、保護者への協力をお願いし、実際に児童を引き渡すまでの訓練を実施する。保護者引渡しにあたっては、車での迎えではなく、可能な限り徒步での迎えを基本とする。

(解説)

- ・災害時を想定した保護者引き渡し訓練を行うことにより、課題等の検証。

《通報訓練・防災無線のテスト》

ア 教育委員会との災害時の被災状況を連絡する訓練としての通報訓練及び防災無線のテストを実施すること。実施内容については、別途、教育委員会通知によること。

《指定避難所における避難所開設訓練》

ア 別途、市が通知する避難訓練に協力すること。

(注)

学校施設以外の施設（市民センター等）においても、子どもの安全確保に関わる項目及び避難所の視点から、上記ポイントに準じて、マニュアルの見直しを行うこと。